

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月10日(水)午後3時から午後4時19分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (14名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	9番	佐藤和	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
14番	布施陽子	委員	15番	佐藤郁太郎	委員
16番	布施行雄	委員	17番	小林須美子	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	28番	江波戸和男	委員
29番	秋山菊次	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (3名)

8番	土屋玲子	委員	10番	石橋慎司	委員
13番	鈴木茂	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

27番 寺本利幸 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第5号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)に

	について	(別冊)
議案第6号	令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)に	
	について	(別冊)
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件
	その他	

- 6 事務局職員出席者
 (農業委員会事務局) 事務局員 3名
 (農林水産課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和5年5月農業委員会定例総会を開会いたします。

高品会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、以降の議事進行は高品会長職務代理にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。
 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
 お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
 よって議事録署名委員は、16番布施雄委員、17番小林須美子委員を指名いたします。
 以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る5月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地

銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

1 1 番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る5月8日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和5年4月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されまますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えまます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることにお異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することにお賛成の委員の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 初めに、議案第2号の番号2番と3番の案件について、申請者から5月8日付けで許可申請の取下げ願いが提出されましたので、事務局で受理し、同日付けで受理通知を交付いたしました。

それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番は、利用権設定に関する件であります。番号4番から6番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番及び4番から6番について議案書を基に朗読】

番号1番及び4番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

14番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しております。申請地付近の農地も耕作しており、集約化が図かれ問題ないと思われま

9番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

4番 番号5番について、譲受人は親の代から植木業、特に仕入れや販売を行い、意欲的に営農され、問題ないと思われま

3番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、申請地に自家消費用の野菜を作付けする予定で、問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請

について」、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、農業用倉庫用地として畑8, 467㎡の内900㎡を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

16番 番号1番について、申請者は飯塚地区を主として活動しており、既存の農業用倉庫から圃場までが遠く移動時間もかかり、また、業務量の増加に伴い手狭となったことから、効率的な作業をするため農業用倉庫の建築を計画するものです。農地区分は農用区域内農地で原則転用不許可ですが、転用目的が農業用施設のため例外事項に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 初めに、議案第4号の番号2番の案件について、申請者から5月8日付けで許可申請の取下げ願いが提出されましたので、事務局で受理いたしました。それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番と番号3番を議案書を基に朗読】

番号1番について、作業場建築用地として田930㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として畑364㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 番号1番について、譲受人は板金塗装業を営んでおりますが、業務量の増加に伴い、加工関係の作業場を建築する計画です。
農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われ
ます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思
います。

4番 番号3番について、譲受人は現在旭市のアパートに3人で居住しており、
近々、双子が生まれる予定で手狭になるため、両親の実家の地続きである
申請地に専用住宅として転用を行うものです。農地区分については、第1種
農地相当ですが例外規定に該当すると思われ
ます。転用目的に問題なく、周辺
農地への日照、通風、排水等の影響はないと思
います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)
について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評
価(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)につい
て」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 それでは、農業委員会による点検・評価をお願いいたします。

(各委員より意見あり)

議 長 他にございませんか。

議 長 ないようですので、議案第5号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点
検・評価(案)について」、字句、数字、その他の整理を要するものについては、
その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

よって本日の結果の字句、数字、その他の整理を議長に一任し、整理した結果を推進委員等に後日通知するとともに、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を翌月に公表いたします。

議長 次に、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」、採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 賛成多数であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和5年度第1次農用地利用集積計画（案）について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第5号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）について	(別冊)
議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について	(別冊)
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和5年5月10日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。